

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

中川地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	1経営体
個人	20経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

地域の農地所有者が農地を貸出す際は、農地中間管理機構を利用した契約を検討する。

また、機構が借受けた農地の形状や作業道の状況を確認し、必要に応じて区画整備を要望するなどして、借り手が耕作しやすくなるよう機構に働きかける。

6 地域農業の将来のあり方

中川地区については、後継者が不足しており、農地の荒廃も進んでいる。後継者の育成確保をはじめ、地域を支える経営体の育成や、集落営農による低コスト生産などに取組む必要がある。

6次産業化の取組みは具体化しておらず、今後とも、調査研究をしていく。

高付加価値化については、共選でぶどうを出荷していることから、粒を揃え、良質なものを生産するよう努める。

また、デラウェアから大粒種に切り替えながら所得向上を目指す。

なお、デラウェアの潜在的需要もあることから、早期出荷などで時期をずらし生産量と売上高の確保を図る。